

役員等の費用弁償規程

社会福祉法人

相川教道福祉会

社会福祉法人相川教道福祉会役員等の報酬等及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相川教道福祉会(以下「この法人」という。)定款第9条第2項(評議員の費用弁償)及び第23条第2項(理事・監事の費用弁償)に基づき、この法人の評議員及び理事・監事(以下「役員等」という。)の報酬等費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(評議員及び理事・監事の報酬等)

第2条 評議員及び理事・監事に対しての報酬は、無報酬とする。

(費用弁償の種類及び金額)

第3条 役員等が職務のため出張等をしたときは、費用弁償としてこの法人の旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

2 役員等が職務によりかかった諸費用については、実費弁償する。

(支給方法)

第4条 前条第2項の実費弁償の経費は、現金により支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成28年12月13日評議員会及び理事会議決)